

国際交流団体が行う国際交流事業に係る補助金交付要綱

平成 3 年 4 月 1 日

財団法人宮崎県国際交流協会

（目的）

第 1 条 公益財団法人宮崎県国際交流協会（以下「協会」という。）は、宮崎県の国際化を推進するため、国際交流事業を行う県内の民間団体（以下「団体」という。）に補助金を交付するものとし、その交付についてはこの要綱の定めるところによる。

（補助対象事業及び補助額）

第 2 条 前条の補助金の対象となる事業及びそれについての補助額は次のとおりとする。

- （１） 補助対象事業 団体が行う県民の国際交流の推進に寄与する先駆的、効果的な事業で、原則として一般県民が参加できる事業または一般県民への波及効果のあるもの。
- （２） 補助額 事業費の 2 分の 1 以内（ただし、1 事業当たり 100,000 円を限度とし、算定された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）

2 前条の補助金は、同一の団体に対しては原則として年 1 回しか交付しないものとする。

（補助金の申請）

第 3 条 補助金の交付の申請をしようとする団体は、9 月末日までに協会に補助金交付申請書（別記様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- （１） 事業計画書
- （２） 収支予算書
- （３） 当該団体の過去 2 年間の活動実績を証する書類

（補助金の交付決定）

第 4 条 協会は、前条の補助金交付申請があったときは、事業の内容等を審査し、適当と認められるものについて補助金の交付を決定し、通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第 5 条 この補助金は、精算払いにより交付する。

（事業の変更）

第 6 条 第 4 条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」と

いう。)は、補助事業の内容等について変更が生じたときは、補助金変更申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、協会に提出しなければならない。

（1） 事業変更計画書

（2） 変更収支予算書

2 協会は、前項の規定により補助事業の内容等の変更の申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めたときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額を変更する必要があるときは、併せて補助金の交付の変更を決定するものとする。

（交付の取消）

第7条 協会は、補助事業者が、次の各号の一に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。この場合において交付補助金を返還させることができるものとする。

（1） 事業を中止したとき

（2） 事業が期限内に完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき

（3） 補助金交付申請書その他の書類に虚偽のあるとき

（4） 事業計画の内容と事実が著しく相違したとき

（5） 補助金交付決定に付した条件に違反したとき

（6） その他、この要綱の趣旨に反する活動運営を行ったとき

（実績報告書）

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、補助事業実績報告（別記様式第3号）に次の書類を添えて事業完了の日から起算して90日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに報告しなければならない。

（1） 事業実績書

（2） 収支決算書

（3） その他成果品

（補助金の額の確定）

第9条 協会は、前条の規定による報告があったときは、事業の内容等を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容等に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（書類の提出部数）

第10条 この要綱の規定により協会に提出する書類の部数は1部とし、その様式は別記に定めるところとする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 2 年 11 月 9 日から施行し、平成 2 年度の予算に係る国際交流団体等が行う国際交流事業に係る補助金から適用する。

2 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 2 年度については、平成 2 年度中に実施するすべての事業を対象にするものとし、補助金交付申請書の提出期限は、平成 2 年 12 月 15 日とする。この場合において、既に終了した事業が補助対象となったときの事業実績報告書の提出期限は、第 8 条の規定にかかわらず補助金の交付決定後 30 日以内とする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 3 年 6 月 15 日から施行し、この要綱による改正後の国際交流団体等が行う国際交流事業に係る補助金交付要綱（以下「改正後の要項」という。）の規定は、平成 3 年度の予算に係る国際交流団体等が行う国際交流事業に係る補助金（以下「補助金」という。）から適用する。

(経過規定)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の国際交流団体等が行う国際交流事業に係る補助金交付要綱の規定により平成 3 年 2 月末までになされた補助金の交付申請については、改正後の要綱の規定による補助金の交付申請とみなす。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。